（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価府令」という。）第六号様式記載上の注意⑳ｇ（新特定有価府令第六号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間に係る財務諸表が令和八年三月三十一日以後に終了する計算期間に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間に係る財務諸表が同日前に終了する計算期間に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券届出書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

２　新特定有価府令第六号様式記載上の注意⑳ｇ（新特定有価府令第六号の二様式において準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、令和八年三月三十一日以後に終了する計算期間に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する計算期間に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

省　令

○財務省令第二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の五第一項第三号の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び同令の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

財務大臣　片山さつき

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（報告を要しない資本取引の範囲）	（報告を要しない資本取引の範囲）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
２　令第十八条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十一条第三項若しくは令第十一条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところに従って行った資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。	２　［同上］
［一～九　略］	［一～九　同上］
十　法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産に関する権利の取得	十　法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
イ　非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産に関する権利の取得	イ　非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
ロ　本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産に関する権利の取得	ロ　本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
ハ　非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産に関する権利の取得	ハ　非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
［号の細分を削る。］	ニ　非居住者が他の非居住者から行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得
［十一～二十　略］	［十一～二十　同上］
附　則	**附　則**
（経過措置）	（経過措置）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
２　［略］	２　［同上］